

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に係る 「委託連携加算」の算定について

<算定要件>

厚生労働省告示より、「委託連携加算」を算定するには、以下のⅠ・Ⅱの要件を満たす必要があります。

- Ⅰ 指定介護予防支援事業所(地域包括支援センター)が、委託する居宅介護支援事業所に対して、利用者に係る必要な情報提供(※)を行うこと。
- Ⅱ 指定介護予防支援事業所(地域包括支援センター)が、委託する居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画作成等への協力を行うこと。

(※) 熊本市における「利用者に係る必要な情報提供」の考え方

「利用者に係る必要な情報提供」とは、**介護予防支援事業所による利用者のアセスメント情報等の提供のことです。「認定調査票」「主治医意見書」等介護認定に係る資料の提供だけでは、「利用者に係る必要な情報提供」を実施したとは認められません。**

<参考>

指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。

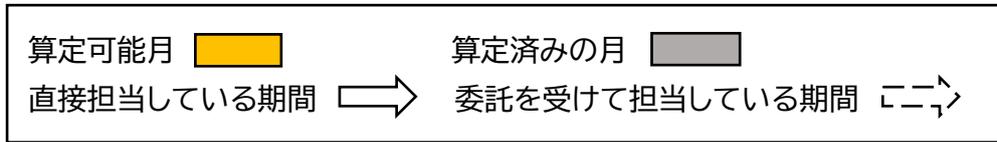
指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日 厚生労働省告示第129号)

※ この取扱いは、熊本市独自で設定したものとなります。保険者により、異なる場合がございます。また、今後、厚生労働省から新たな見解が示された場合は、取扱いに変更が生じる可能性がありますので、ご注意ください。

<想定される算定パターン>

算定可能月は、当該委託を開始した日の属する月に限ります。

いずれの場合においても、算定要件を満たしていない場合は、算定できません。



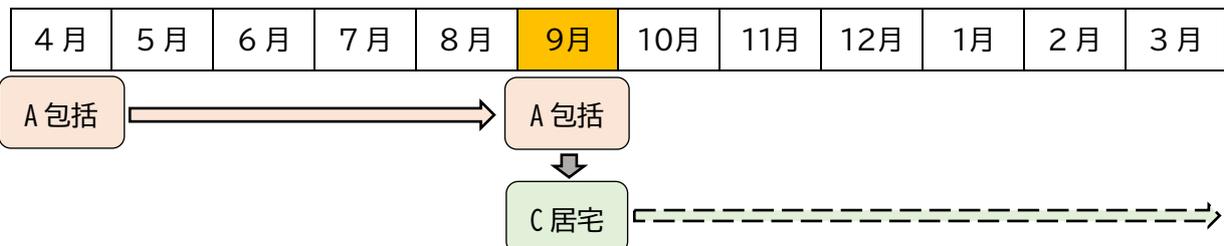
(1) 新規に介護予防支援を開始する者について、居宅介護支援事業所に委託する場合。

例) 4月からA包括がC居宅に委託した場合 ⇒ 4月に算定可。



(2) 地域包括支援センターが介護予防支援を行っていた者について、途中から居宅介護支援事業所に委託する場合。

例) 4月～8月までA包括が担当。9月にC居宅に委託した場合。⇒ 9月に算定可。

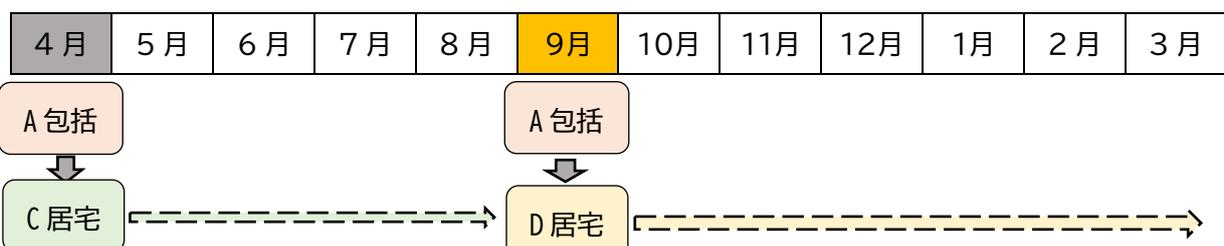


(3) 委託先の居宅介護支援事業所が変更になる場合。

(委託先の担当ケアマネジャーが、別の居宅介護支援事業所へ異動した場合も含む。)

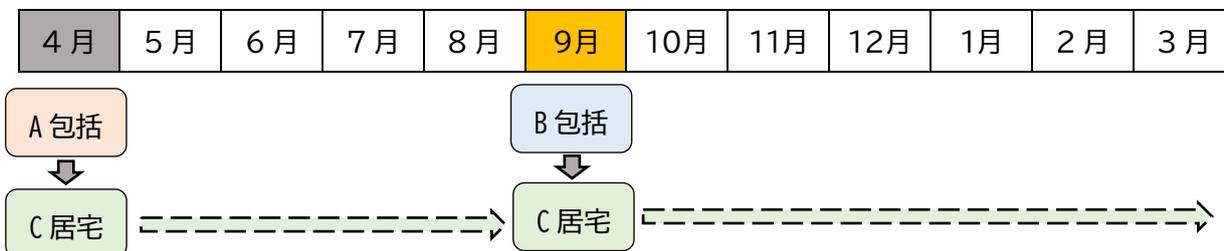
例) 4月から8月までA包括がC居宅に委託していたが、9月から委託先をD居宅に変更した。

⇒ 4月に算定済みであっても、9月に算定可。



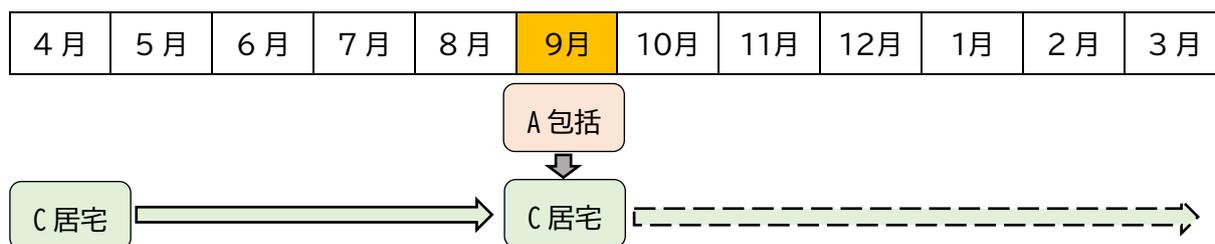
(4) 管轄の地域包括支援センターが変更となる場合。

例) 4月から8月までA包括がC居宅に委託。利用者が転居したため、9月からB包括がC居宅に委託することになった。⇒ 4月にA包括が算定していても、B包括は算定可能。



(5) 利用者が要介護から要支援になり、同一居宅介護支援事業所へそのまま委託する場合。

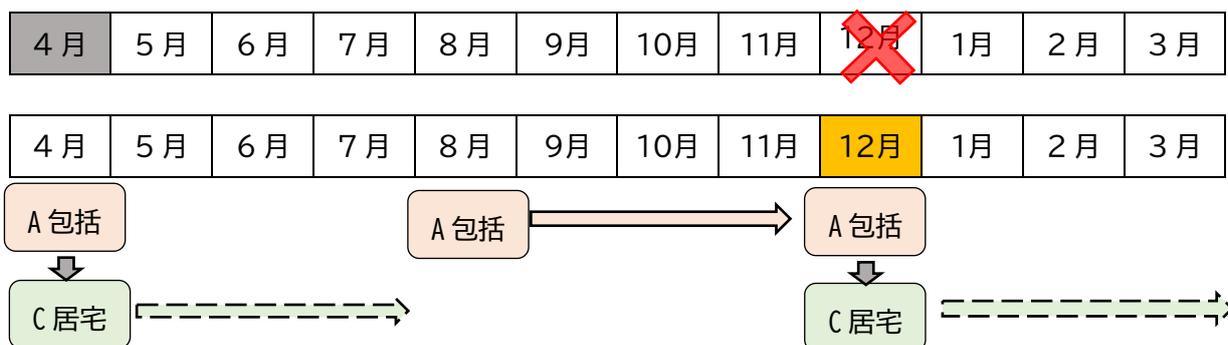
例) 4月～8月まで要介護1で、C居宅が担当。認定更新で要支援2となり、9月からA包括がC居宅へ委託する形となった。⇒ A包括が委託を開始した9月に算定可能。



(6) 委託していたケースについて、一度、委託が中断(または委託先を変更)した後、再度同じ(以前の)居宅介護支援事業所へ委託する場合。

⇒ 1回目の委託時に算定していない場合は、2回目の委託開始月に算定可。

例) 4月～7月までA包括がC居宅に委託。8月から11月までA包括が直接担当した後、12月にC居宅へ再委託することとなった。⇒ 4月に算定していない場合は、12月に算定可能。



※ その他委託が中断する例として、利用者が要介護となり、居宅介護支援事業所が直接担当する場合等が考えられますが、いずれの場合も1回目の委託時に算定していないときに限り、算定可能です。